

公 告

地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、南国市が発注する建設工事の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和 5 年 1 月 1 6 日

南国市長 平山 耕三

第 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和 5 年 1 月 1 日）における事項において、資格審査を受け、南国市競争入札参加資格有資格者名簿に登録された者とする。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する者
- 2 資格審査を申請する業種について、審査基準日までに建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
- 3 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 4 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 5 直前 1 年間に手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- 6 市内業者については令和 5 年 1 月 1 日、市外業者については令和 4 年 1 1 月 3 0 日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 7 市内業者について、代表者個人が令和 5 年 1 月 1 日までに納期限の到来した南国市の公租、公課ならびに使用料を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 8 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）
 - (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

第 2 申請書の提出時期及び方法

1 申請書提出期間

令和 5 年 2 月 1 日(水) ～ 令和 5 年 2 月 2 8 日(火) 午後 5 時必着

（持参する場合は土・日・祝日を除く午前 8 時 3 0 分～午後 0 時、午後 1 時～午後 5 時）

ただし、電子申請システムによる提出は令和 5 年 3 月 1 日に日付が変わるまで送信可能

2 提出書類

(1) 令和5年度南国市建設工事競争入札参加資格審査申請書

(2) 添付書類

① 建設業許可通知書の写し又は証明書の写し

② 納税証明書（受任者である営業所の証明書も提出すること）（写し可）

（ア）国税 個人事業者＝証明書の様式その3の2（「その3」でも可）

法人事業者＝証明書の様式その3の3（「その3」でも可）

（イ）県税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書

（ウ）市税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書

（市内業者については令和5年1月1日、市外業者については令和4年11月30日までに納期限の到来した税について滞納がない旨の証明書）

※東京23区に主たる営業所または委任先の営業所を有する法人の場合は、（ウ）は不要

※年度ごとの納税証明書のみを発行している自治体の場合は、直前1年分の全ての税目の納税証明書

③ 工事経歴書（任意様式、直前1年分）

④ 法人事業者は登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、個人事業者は代表者の身分証明書（いずれも写し可）

⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

⑥ ISO（国際標準化機構）の品質マネジメントシステム及び環境マネジメントシステムの審査登録を受けている場合は、登録証の写し及び定期審査報告書の写し（市内業者のみ）

⑦ 印鑑証明書の写し（実印を契約印として使用する場合）又は使用印鑑届（実印以外を契約印とする場合。代表社印に商号が刻印されていないときは社印も押印すること。様式は任意。）

⑧ 年間委任状（年間を通じて入札、契約等の権限を委任する場合。様式は任意。）

委任期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

⑨ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書

⑩ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書 2部（うち1部写し可）

⑪ 代表者個人の市税納税証明書（写し可）または様式1（市内業者のみ）

代表者が南国市外に住民登録し、市税について課税がない場合は、様式1により南国市税務課において証明を受けてください。

⑫ 収納状況調査についての承諾書 2部（市内業者のみ）（様式2）

⑬ 建設業許可申請書 様式第七号（経營業務の管理責任者証明書）の写し（市内業者のみ）

ただし、継続申請の場合は省略可。なお、変更が生じた場合はすみやかに写しを提出すること。

⑭ 建設業許可申請書 様式第八号（専任技術者証明書）の写し（市内業者のみ）

審査基準日時点での申請業種すべての営業所専任技術者がわかるもの

ただし、継続申請の場合は省略可。なお、変更が生じた場合はすみやかに写しを提出すること。

- ⑮ 経営事項審査時には社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入であった事業者が、入札参加資格審査時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料

（ア）健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等

（イ）雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し等

＊代行機関（商工会、労働組合、労務士等）に委託している場合

代行機関が発行（押印のあるものに限る）した保険料の納入通知書（労災・労働・雇用の内訳が分かるもの）の写し及びこれにより納入した保険料の領収書の写しの2点

- ⑯ 競争入札参加資格申請書受付票

- ⑰ 返信用封筒（審査後受付票を返送します。84 円切手貼付、定型サイズ、返送先記入、ハガキ不可です）

- ⑱ 提出書類チェックリスト

※提出書類⑯～⑱については、電子システムによる申請の場合は不要です。

※官公署発行の証明書類については、申請の日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

※書面による提出においては、提出書類（申請書＋添付書類①～⑮）は、A4判フラットファイル綴じ（水色）をしてください。添付書類⑯～⑱は綴じずに一番上にはさんでおいてください。ファイルの背表紙に商号または名称を記入し、1部を提出してください。

3 有効期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

※令和6年度資格審査分より、高知県との共同受付を開始予定です。これに伴い、今回の審査による有効期間は令和6年3月31日までとします。

4 申請書の提出先

〒783-8501 高知県南国市大埴甲 2301 番地

南国市役所 財政課管財係

TEL 088-880-6552（財政課直通）

5 提出の方法

電子申請システムまたは書面による提出

書面の場合は、持参または郵送（令和5年2月28日（火）午後5時必着）

第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 第1の1～8に掲げる事項のいずれかに該当することとなった者
- 2 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、または虚偽の記載をした者

第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。ただし、年度途中での入札参加資格申請業種の追加はできない。

第5 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者。
- 2 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者。

【注意事項】

水道事業についても財政課で受付を行いますので、上下水道局へ別途提出する必要はありません。